

2. 分割・変更・補正却下に基づく新出願

2.1 分割出願

分割出願の願書の作成方法です。＜意匠法施行規則様式第3＞

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-C
【特記事項】	意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

分割出願の願書記録項目は、「【特記事項】」及び「【原出願の表示】」の欄以外は、『1.1 意匠登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	【整理番号】の欄の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願」と記録してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【出願日】	【意匠に係る物品】の欄の上に、【原出願の表示】の欄を設け【出願番号】には「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」、【出願日】には「平成〇〇年〇〇月〇〇日」のように、もとの出願の出願番号及び出願日を記録してください。 - ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の出願日を記録し、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録して下さい。この場合、【出願番号】の欄は記録する必要はありません。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

分割出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他の項目は『1.1 意匠登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

項 目 又 は 内 容	注 意 点
平成10年改正前意匠法が適用される意匠登録出願の分割出願の場合	平成10年改正前意匠法が適用される出願を原出願とする分割出願の場合は、【特記事項】の欄の記載を「平成10年改正前意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願」としてください。また、【原出願の表示】の欄の【出願番号】は「平成〇〇年意匠登録願第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。
関連意匠登録出願の分割出願の場合	【原出願の表示】の欄は、【本意匠の表示】の欄の次に設けてください。 - 項目の並び順は次のようになります。 【あて先】 【本意匠の表示】 【原出願の表示】 → 『2.6 願書記載全項目（参考）』参照

項 目 又 は 内 容	注 意 点
部分意匠の分割出願の場合	・ 【原出願の表示】の欄は、【部分意匠】の欄の上に設けてください。 ・ 項目の並び順は次のようになります。 【あて先】 【原出願の表示】 【部分意匠】 【意匠に係る物品】 → 『2.6 願書記載全項目（参考）』参照
代理権の証明について	・ 分割出願の代理人ともとの出願の代理人が相違する場合は、代理権の証明が必要になります。 ・ もとの出願の代理人が分割出願の手続を行う場合、もとの出願に提出した委任状を援用するときは、当該委任状に分割出願に関する代理権の証明を要する手続について委任する旨の言及がなければ、委任状の援用省略は認められません。 ・ 代理権を証明する書面の提出については、『2.2 変更出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」の【提出物件の目録】の注意点を参照してください。（30 頁）

（注） 分割出願については、意匠法第10条の2第2項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日が改正法施行後である場合に、平成18年改正法が適用されます。

2.2 変更出願

変更出願の願書の作成方法です。＜意匠法施行規則様式第4＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-G
【特記事項】	意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

変更出願の願書記録項目は、「【特記事項】」及び「【原出願の表示】」の欄以外は、『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明1 記録項目の概要**」同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	・ 実用新案登録出願から意匠登録出願への出願の変更をするときは、【整理番号】の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願」と記録してください。 ・ 特許出願から意匠登録出願への出願の変更をするときは、【特記事項】の欄に「意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願」と記録してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【出願日】	・ 実用新案登録出願からの出願の変更をするときは、【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「実願○○○○―○○○○○○○」、【出願日】には「平成○○年○○月○○日」のようにもとの実用新案登録出願の出願番号及び出願日を記録してください。 ・ 特許出願からの出願の変更をするときは、【出願番号】には「特願○○○○―○○○○○○○」、【出願日】には「平成○○年○○月○○日」のようにもとの特許出願の出願番号及び出願日を記録してください。 ・ ただし、もとの出願の出願番号が通知されていないときは、実用新案登録出願からの出願の変更をするときは、【出願日】には「平成○○年○○月○○日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の出願日を記録し、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録し、また、特許出願からの出願の変更をするときは、【出願日】には「平成○○年○○月○○日提出の特許願」のようにもとの特許出願の出願日を記録し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けてもとの出願の願書に記録した整理番号を記録してください。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

変更出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他の項目は『**1.1** 意匠登録出願』の『**説明2** 記録項目及び記録内容の注意点』と同様です。

項 目 又 は 内 容	注 意 点
平成10年改正前意匠法が適用される、実用新案登録出願若しくは特許出願からの変更出願の場合	平成10年改正前意匠法が適用される出願を原出願とする変更出願の場合は、【特記事項】の欄の記録は「平成10年改正前意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願」若しくは「平成10年改正前意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願」としてください。また、【原出願の表示】の欄の「【出願番号】」は「実願○○○○○－○○○○○○○」若しくは「特願○○○○○－○○○○○○○」のように記録してください。なお、平成10年改正前の類似意匠登録出願に変更する場合は、書面手続による出願となります（類似意匠登録出願手数料は8100円で予納の利用はできず、電子化手数料は不要です。識別ラベルの使用はできず、出願人又は代理人の印鑑の押印が必要です。）。
関連意匠登録出願の変更出願の場合	【原出願の表示】の欄は、【本意匠の表示】の欄の次に設けてください。 - 項目の並び順は次のようになります。 【あて先】 【本意匠の表示】 【原出願の表示】 → 『2.6 願書記載全項目（参考）』 参照
【提出物件の目録】 【物件名】	- 変更出願に際しては代理権の証明が必要です。 - 包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記録します。なお、2以上の包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【提出物件の目録】 【包括委任状番号】○○○○○○○ 【包括委任状番号】○○○○○○○ - 他の出願について提出した委任状を援用するときは、次のように記録してください。 【提出物件の目録】 【物件名】 委任状 1 【援用の表示】意願○○○○○－○○○○○○○ - 委任状そのものを提出するときはオンライン手続では提出できませんので、【提出物件の目録】の欄は記録しないでください。委任状は、出願の日から3日以内に「手続補足書」（『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照）に添付して提出しなければなりません。

（注） 変更出願については、意匠法第13条第5項で準用する同法第10条の2第2項の規定に基づき、遡及が認められたものの出願の出願日が改正法施行後である場合に平成18年改正法が適用されます。

2.3 補正却下に基づく新出願

補正却下に基づく新出願の願書の作成方法です。＜意匠法施行規則様式第5＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-I
【特記事項】	意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【原出願の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【手続補正書提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…
【書類名】	図面
【正面図】	
イメージ	
【背面図】	
イメージ	
【左側面図】	
イメージ	
【右側面図】	
イメージ	
【平面図】	
イメージ	
【底面図】	
イメージ	

説明1 記録項目の概要

補正却下に基づく新出願の願書記録項目は、「【特記事項】」及び「【原出願の表示】」の欄以外は、『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明1 記録項目の概要**」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【特記事項】	【整理番号】の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願」と記録してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【手続補正書提出日】	【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「意願○○○○ー○○○○○○」、【手続補正書提出日】には「平成○○年○○月○○日」のように、もとの出願の出願番号及び却下された補正についての手続補正書の提出日を記録してください。
【提出物件の目録】 【物件名】 【援用の表示】	意匠法施行規則第9条第3項の規定により図面(手続補正書に添付した図面を含む。)が変更を要しないときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、「図面」、「写真」等と記録し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録してください。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

補正却下後の新出願の願書記載の注意点は、次のとおりです。その他の項目は『**1.1 意匠登録出願**』の「**説明2 記録項目及び記録内容の注意点**」と同様です。

項 目 又 は 内 容	注 意 点
平成10年改正意匠法施行前に提出した手続補正書の補正却下後の意匠について、新たに意匠登録出願する場合	平成10年改正意匠法施行前に提出した手続補正書の補正却下後の意匠について、新たに意匠登録出願する場合は、【特記事項】の欄の記録は「平成10年改正前意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願」としてください。また、【原出願の表示】の欄の【出願番号】は「平成○○年意匠登録願第○○○○○○○号」のように記録してください。
関連意匠登録出願の補正却下に基づく新出願の場合	【原出願の表示】の欄は、【本意匠の表示】の欄の次に設けてください。 - 項目の並びは次のようになります。 【あて先】 【本意匠の表示】 【原出願の表示】 → 『2.6 願書記載全項目(参考)』 参照

項 目 又 は 内 容	注 意 点
部分意匠の補正却下に基づく新出願の場合	・ 【原出願の表示】の欄は、【部分意匠】の欄の上に設けてください。 ・ 【あて先】 ・ 【原出願の表示】 ・ 【部分意匠】 ・ 【意匠に係る物品】 → 『2.6 願書記載全項目（参考）』参照
代理権の証明について	・ 補正却下に基づく新出願の代理人ともとの出願の代理人が相違する場合は、代理権の証明が必要になります。 ・ 代理権を証明する書面の提出については、『2.2 変更出願』の『説明2 記録項目及び記録内容の注意点』の【提出物件の目録】の注意点を参照してください（30 頁）。

（注） 補正却下に基づく新出願については、意匠法第17条の3第1項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の補正書の提出日が改正法施行後である場合に、平成18年改正法が適用されます。

2.4 書面に出願する場合の注意事項

説明1 記載項目の概要

分割出願、変更出願及び補正却下に基づく新出願を書面の提出により行う場合の願書に記載すべき主な項目の概要は、『**1.7** 書面に出願する場合の注意事項』の「**説明1** 記載項目の概要」、及び『**2.1** 分割出願』、『**2.2** 変更出願』、『**2.3** 補正却下に基づく新出願』のそれぞれの「**説明1** 記載項目の概要」と同様です。

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、『**1.7** 書面に出願する場合の注意事項』の「**説明2** 記載項目及び記録内容の注意点」、及び『**2.1** 分割出願』、『**2.2** 変更出願』、『**2.3** 補正却下に基づく新出願』のそれぞれの「**説明2** 記載項目及び記載内容の注意点」と同様です。

2.5 出願の種類を特定する「特記事項」一覧

願書の【特記事項】の欄に記録（記載）することができる出願の種類を特定する文言の一覧は次の通りです。

項番	特記事項の文言	出願の種類
1	意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願	分割出願（新）
2	意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願	変更出願（新特→新意）
3	意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願	変更出願（新実→新意）
4	意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）
5	意匠法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）（審判）
6	意匠法第57条第1項において準用する同法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）（再審）
7	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願	新規性喪失の例外適用
8	平成10年改正前意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願	分割出願（旧意→旧意）
9	平成10年改正前意匠法第11条第1項の規定による意匠登録出願	分割出願（旧意、組物の分割）
10	平成10年改正前意匠法第12条第1項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧類似→旧独立）
11	平成10年改正前意匠法第12条第2項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧独立→旧類似）
12	平成10年改正前意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧特→旧意）
13	平成10年改正前意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧実→旧意）
14	平成10年改正前意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）
15	平成10年改正前意匠法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）（審判）
16	平成10年改正前意匠法第57条第1項において準用する同法第50条第1項において準用する同法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）（再審）

旧：平成10年までの出願及び平成11年以降の出願であって旧意匠法の適用を受ける出願

新：平成11年以降の出願であって平成10年及び平成18年改正意匠法の適用を受ける出願
（特実の新旧は 新：平成11年以降の出願 旧：平成10年までの出願）

2.6 願書記載全項目（参考）

願書に記載することができる全ての項目及びその記載順序です。

2.1 説明

これまでに例示した基本的な願書記載項目以外に、出願の内容によって記載が必要となる記載項目についても記載順序が定められています。

この章では、願書に記載することができる全ての項目について記載順に列挙しています。通常は両立し得ない記載項目（およびその記載内容）についても、全てその記載順序に列挙していますので、願書作成に際しては、必要な項目を選択して、下記の記載順序に従って記載してください。

2.2 全項目リスト

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	D-2007-MAX
【特記事項】	意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願
【特記事項】	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
【特記事項】	平成10年改正前意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	平成10年改正前意匠法第12条第1項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	平成10年改正前意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	平成10年改正前意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願
【特記事項】	平成10年改正前意匠法第17条の3第1項に規定する意匠登録出願
【特記事項】	平成10年改正前意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【本意匠の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【登録番号】	意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願
【整理番号】	G2007-0001
【原出願の表示】	
【出願番号】	平成〇〇年意匠登録願第〇〇〇〇〇〇号
【出願日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願
【手続補正書提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【整理番号】	G2007-0001
【部分意匠】	
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【フリガナ】	イショウイチロウ
【氏名】	意匠一郎

【意匠登録出願人】

【持分】 50／100
 【代表出願人】
 【識別番号】 000000003
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-3
 【住所又は居所原語表記】 CHIYODAKU
 【フリガナ】 イショウカブシキガイシャ
 【氏名又は名称】 意匠株式会社
 【氏名又は名称原語表記】 ISHO co.
 【就業場所】 東京都千代田区霞が関3-3-3
 【日本における営業所】 東京都千代田区霞が関3-3-3
 【フリガナ】 イショウジロウ
 【代表者】 意匠二郎
 【代表者原語表記】 JIRO ISHO
 【法人の法的性質】 カナダの法律に基づく法人
 【国籍】 カナダ
 【電話番号】 03-3123-4567
 【ファクシミリ番号】 03-3123-1234
 【連絡先】 担当者 意匠一郎

【代理人】

【識別番号】 100000023
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-4
 【弁理士】
 【弁護士】
 【フリガナ】 ダイリイチロウ
 【氏名又は名称】 代理一郎
 【就業場所】 東京都千代田区霞が関3-3-4
 【フリガナ】 ダイリジロウ
 【代表者】 代理二郎
 【電話番号】 03-3123-4567
 【ファクシミリ番号】 03-3123-1234
 【連絡先】 担当者 代理二郎
 【代理関係の特記事項】 意匠出願人**の代理人である。

【復代理人】

(以下、【代理人】に同じ。)

【指定代理人】

(以下、【代理人】に同じ。)

【法定代理人】

(以下、【代理人】に同じ。)

【選任した代理人】

(以下、【代理人】に同じ。)

【選任した復代理人】

(以下、【代理人】に同じ。)

【選任した指定代理人】

(以下、【代理人】に同じ。)

【選任した法定代理人】

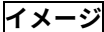
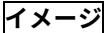
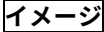
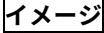
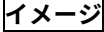
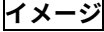
(以下、【代理人】に同じ。)

【秘密にすることを請求する期間】 3年

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】 カナダ

2. 分割出願・変更出願・補正却下に基づく新出願

【出願日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 【出願番号】 CA 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 【持分の割合】 3 0 / 1 0 0
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 0 1 2 3 4 5
 【納付金額】 2 1 1 0 0
 【その他】 本件は…
 【信託関係事項】 ………に信託する。
 【提出物件の目録】
 【物件名】 図面 1
 【物件名】 写真 1
 【物件名】 見本 1
 【提出物件の特記事項】 同日に見本を提出します。
 【物件名】 届出書 1 1
 【物件名】 届出書 2 1
 【援用の表示】 …援用する
 【包括委任状番号】 1 2 3 4 5 6 7
 【意匠に係る物品の説明】 この物品は…
 【意匠の説明】 背面図は…
 【書類名】 図面
 【正面図】
 
 【背面図】
 
 【左側面図】
 
 【右側面図】
 
 【平面図】
 
 【底面図】
 
 【書類名】 写真
 (以下、「【書類名】図面」に同じ。)
 【添付物件】
 【物件名】 届出書
 【内容】 -
 (ここに添付物件の内容を記載します。)